

別紙 9

石油石炭税法取扱通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(天然揮発油等の取扱い)</p> <p>第7条 天然揮発油、コンデンセート又はNGL (natural gas liquid) 等と称される石油 (以下この条において「天然揮発油等」という。) が第6条第1項《原油又はガス状炭化水素の判定等》の規定により原油と判定された場合において、当該天然揮発油等が揮発油税法 (昭和32年法律第55号) に規定する揮発油に該当するときは、石油石炭税のほか、揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>が課されることとなるのであるから留意する。</p> <p>(駐留軍等用免税)</p> <p>第44条 所得税法等特例法第10条の3《石油石炭税法の特例》、関税法等特例法第7条《内国消費税の免除》、国連軍特例法第3条《所得税法等の特例》及び日米相互防衛援助協定第6条《関税及び内国税の免除又は払戻し》の規定による石油石炭税の免除については、昭和35年9月27日付間消3-18「駐留軍用揮発油に対する揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>の免除等の<u>取扱い</u>について」及び昭和34年1月22日付間消3-4「日米相互防衛援助協定の規定に基づく揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>の免除の<u>取扱い</u>について」に規定する取扱いを準用する。</p>	<p>(天然揮発油等の取扱い)</p> <p>第7条 天然揮発油、コンデンセート又はNGL (natural gas liquid) 等と称される石油 (以下この条において「天然揮発油等」という。) が第6条第1項《原油又はガス状炭化水素の判定等》の規定により原油と判定された場合において、当該天然揮発油等が揮発油税法 (昭和32年法律第55号) に規定する揮発油に該当するときは、石油石炭税のほか、揮発油税及び<u>地方道路税</u>が課されることとなるのであるから留意する。</p> <p>(駐留軍等用免税)</p> <p>第44条 所得税法等特例法第10条の3《石油石炭税法の特例》、関税法等特例法第7条《内国消費税の免除》、国連軍特例法第3条《所得税法等の特例》及び日米相互防衛援助協定第6条《関税及び内国税の免除又は払戻し》の規定による石油石炭税の免除については、昭和35年9月27日付間消3-18「駐留軍用揮発油に対する揮発油税及び<u>地方道路税</u>の免除等の<u>取扱</u>について」及び昭和34年1月22日付間消3-4「日米相互防衛援助協定の規定に基づく揮発油税及び<u>地方道路税</u>の免除の<u>取扱</u>について」に規定する取扱いを準用する。</p>